

平成28年1月から、マイナンバー制度施行により、手続きに個人番号が必要になります



(裏面)

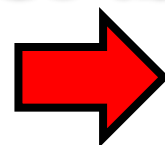


(表面)



マイナンバー個人番号カード

もしくは



マイナンバー 通知カード



本人を証明するもの

写真付の証明書なら
1点

(例) 障害者手帳、免許証、
住記カード、パスポート
など

+

写真なしの証明書なら
2点

(例) 健康保険証、年金手帳、
住民票 など

※申請時にマイナンバーが必要な手続き

- | | | |
|---|------------|------------------|
| 1.身体障害者手帳 | 6.補装具費支給 | 10.自動車改造費補助事業 |
| 2.精神障害者保健福祉手帳 | 7.日常生活用具給付 | 11.ねたきり老人等入浴サービス |
| 3.自立支援医療（精神通院医療） | 8.移動支援事業 | 12.特別障害者手当 |
| 4.自立支援医療（育成医療、更生医療） | 9.日中一時支援事業 | 13.障害児福祉手当 |
| 5.障害者（児）福祉サービス
（居宅介護・生活介護・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービス など） | | 14.経過的福祉手当 |
| | | 15.特別児童扶養手当 |